

〔表2〕各国の公的年金制度比較

(為替レートは1ドル=118円、1ポンド=197円、1マルク=71円で計算)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ
制度体系	・国民年金 ・厚生年金 ・共済年金	・OASDI (Old-age, Survivors, And Disability Insurance) ・鉄道労働者	・基礎年金 ・付加年金	・鉱山労働者 ・職員年金 ・労働者年金 ・自営業者
適用被用者	・厚生年金及び国民年金(基礎年金)に強制加入	・OASDI(老齢、遺族、障害年金)強制加入 ・鉄道労働者は鉄道退職制度に強制加入	・一定額以上の所得がある人について基礎年金と付加年金に強制加入	・労働者は労働者年金、職員は職員年金に強制加入 ・鉱山労働者は、特別制度に強制加入
保険料率	厚生年金保険料 月収の17.35% (年収の13.0%) *労使折半	社会保険税(Social Security Tax)として連邦保険拠出法(Federal Insurance Contribution Act)に基づく FICA Tax ・厚生年金部分(OASDI) 年収×12.4% (課税上限、年収68,400ドル) ・老齢医療費補助部分(Medicare) 年収×2.9%(課税上限なし) *労使折半	掛け金 週給×20.0%(上限) *会社負担 3.0~10.0% (課税所得上限なし) *個人負担 2.0~10.0% (課税上限、週430ポンド)	労働者年金保険料 年収×20.3% (課税上限、 年収100,800マルク) *労使折半
支給開始年齢	60歳 (2001~2013年 65歳へ)	65歳 (2027年までに67歳へ)	65歳(女子60歳) (女子2010~2020年 までに65歳へ)	65歳
支給資格	・加入期間 25年以上	・加入期間40四半期以上 (10年間に相当) ・62~69歳までの範囲で繰り上げ、繰り下げ支給可能	・有効拠出年数(男子44年、女子39年)の90%加入で満額受給 ・有効拠出年数の1/4以上で減額年金受給可能(男子11年、女子10年)	・加入期間5年 (60ヶ月)以上
老齢(退職)平均年金額	<1994年3月> 単身 65,000円 夫婦 130,000円 報酬比例部分 101,000円	<1993年12月> 単身 694ドル(81,900円) 夫婦 1,011ドル(119,300円)	<1993年9月> 単身 242ポンド(47,700円) 夫婦 408ポンド(80,400円) 付加年金 96ポンド(19,000円)	<1993年7月> 全受給者平均 1,187マルク (84,300円)
年金保険料金額(年間)	・会社・個人負担分 620,000円(上限) ×17.35%×12ヶ月 + 賞与分(賞与額×10/1000)=129万円 合計 129万円 〔・国民健康保険(上限) 53万円(医療) 7万円(介護) 合計 60万円〕	・OASDI 68,400ドル×12.4%×118円 =100万円 〔・Medicare 25,000,000×2.9%=73万円〕 合計 173万円	・会社負担分 25,000,000円×10.0% =250万円 ・個人負担分 22,360ポンド×10% ×197円=44万円 合計 294万円	会社・個人負担分 100,800マルク×20.3% ×71円=145万円 合計 145万円

(為替レートは1ユーロ=116円、1FF(フランスフラン)=15円、1BEF(ベルギーフラン)=2.91円、100韓国ウォン=9.9円で計算)

	フランス	ベルギー	韓国
制度体系	一般制度	一般(被用者)制度	国民年金制度
適用対象者 (強制加入)	民間企業の被用者	職員(ワーカー)、労働者(ブルーカラー)	18歳以上60歳未満の者(公務員年金制度、軍人年金制度、私立学校教職員年金制度、郵便局職員年金制度の適用者を除く)
保険料率 (2002年)	【一般制度】 被用者: 上限付給与(28,224ユーロ: 約3,274,000円)の6.55% +全給与の0.10% 事業主: 上限付給与(約3,274,000円) の8.20%+全給与の1.60%	【一般制度】 16.36%(被用者7.50%、事業主8.86%)	【国民年金制度】 事業場加入者 月収の9%(労使折半) 地域加入者(自営業者、無業者等) 月収の5%
支給開始 年齢 (2002年)	60歳	男性: 65歳 女性: 62歳(2009年までに段階的に 65歳まで引き上げ)	60歳
受給資格	1四半期の拠出期間があること	加入期間があること	加入期間20年以上
老齢年金 平均受給 月額	2,977.4FF(約44,700円) ⁽¹⁾ (一般制度全受給者平均: 1993年現在)	19,953BEF(約58,100円) ⁽¹⁾ (一般制度全受給者平均:1998年現在)	295,645ウォン(約29,300円) (国民年金制度全受給者平均: 2001年9月現在) ⁽⁴⁾
保険料 (年間) (2002年)	一般制度加入者の場合 ⁽²⁾ 被用者: 約3,274,000円(上限) ×(6.55+0.10)% =約217,700円 事業主: 約3,274,000円(上限) ×(8.20+1.60)% =約320,900円 合計: 約538,600円	一般制度加入者の場合 ⁽¹⁾⁽³⁾ 被用者: 65,224BEF(約189,800 円)×7.5%×12ヶ月 =約170,800円 事業主: 65,224BEF(約189,800円) ×8.86%×12ヶ月 =約201,800円 合計: 約372,600円	事業場加入者の場合 被用者: 3,600,000ウォン(約356,400 円)(上限)×4.5% ×12ヶ月=192,500円 事業主: 3,600,000ウォン(約356,400 円)(上限)×4.5% ×12ヶ月=約192,500円 合計: 約385,000円

- (1) ユーロ表記されていないため、FF(フランスフラン)、BEF(ベルギーフラン)を使用
(2) 全給与に対する保険料については上限がないため、上限給与の額を使用して算出
(3) 拠出対象となる月収に上限がないため、平均月収を用いて算出
(4) 制度発足後20年を経過していないため、通常の老齢年金の受給者はなく、早期老齢年金と特例老齢年金の受給者の平均額を記載

「年金白書」(厚生労働省監修)を基に作成